別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

あま市は、愛知県の西部に位置し、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受けて、近郊農業を中心に発展し、また、近年は名古屋市のベッドタウンとしても発展してきた。

輸送用機械を始めとして製造業が盛んな愛知県にあって、あま市においても製造業が盛んで、平成２６年経済センサス基礎調査における産業分類別事業所の割合は１９．４％を占め、従業者の割合も２８．３％を占めている。全国の割合と比較しても大きく上回っており、そのほとんどが中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）となっている。

また、あま市は名古屋市の中心部から公共交通機関で約１５分という立地条件にありながら､田園風景と住宅地との調和がとれた緑豊かなまちを形成しており、平成３０年４月１日現在の住民基本台帳に基づく人口は８８，６７３人（３６，３２２世帯）を擁しており、今も微増ではあるが増加している。

しかし、平成２４年と平成２８年を比較すると、４月１日現在の人口においては０．６％増加しているが、経済センサス活動調査のおける事業所数では７．８％減少し、従業者数も４．２％減少している。

また、中小企業者等は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、産業基盤が失われかねない状況である。このことから、市内の事業所数及び従業者数の確保が課題となっている。

（２）目標

地域の人口構造、産業構造及び中小企業者等の実態等を踏まえ、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の先端設備等の導入を促すことで、事業者数の確保を図り、計画期間中に２０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の伸び率は年平均３％以上とし、５年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である５年後までの労働生産性向上の伸び率は１５％以上、計画期間が３年間の場合は９％以上の伸び率、４年間の場合は１２％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

あま市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種があま市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

あま市の産業は、市街化区域（４１．８％）、市街化調整区域（５８．２％）との両区域に立地している。これらの区域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

あま市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種があま市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

また、対象となる事業者は、地場産業振興の観点から、あま市内に本社、本店を置く中小企業者（中小企業等経営強化法第２条第１項に規定する中小企業者をいう。）とする。ただし、本社、本店が本市以外にあっても、本市に店舗、事務所、工場等の事業所があり、現に市内で営業等を行っている中小企業者は対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和５年４月１日～令和７年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①　人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

②　公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。

③　市税に滞納がある場合（法人の場合は、代表者に対する課税分を含む。）は、先端設備等導入計画認定の対象としない。

④　先端設備等導入計画の認定にあたり、必要に応じて、市が指定する書類の提出を求めることができるものとする。

　認定後、必要に応じて、実施状況等について報告及び調査等を求めることができるものとする。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。